

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 19 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

「職場のハラスメント撲滅月間」の周知について（協力依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報を実施することとしております。

本年 6 月に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、公布の日（令和 7 年 6 月 11 日）から起算して 1 年 6 月以内で政令で定める日から、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

そのため、今年度は、厚生労働省雇用環境・均等局にて、カスタマーハラスメント対策をテーマとして、ポスター「No! カスタマーハラスメント」（別添 1）の作成やシンポジウムの開催（別添 2）などにより、広報を実施いたしますので、シンポジウムへの参加の呼びかけも含め、ハラスメントのない職場づくりに向けた周知につきまして御協力をお願い申し上げます。